

# 1. 保険商品のご案内にあたりご確認ください事項

まず始めに以下の内容をご確認いただき、ご同意いただける場合は「確認・同意します」をクリックしてください。

## 保険商品のご案内にあたって

### 1. お客さまに関する情報の取扱い

- (1) お客さまにより良い保険商品をご案内させていただくために、当行とお客さまとの取引に関する情報（定期預金の満期日、預金口座への入出金に係る情報、その他金融資産の運用にかかる情報、融資等の情報）を保険募集の際に利用させていただく場合があります。
- (2) 当行でお申込みいただいた保険商品のご契約内容や、保険商品のお申込みまでの間にご提供いただいた家族構成等に関する情報を、必要な範囲において当行の保険募集に係る業務以外の業務（預金・為替・融資等）に利用させていただく場合があります。
- (3) お客さまへは、対面・郵便・電話・インターネット等を通じて保険商品のご提案および保険募集に係る業務以外の業務（預金・為替・融資等）のご案内をさせていただきます。
- (4) 当行の個人情報の利用目的の詳細については、当行ホームページをご覧ください。  
【北國銀行ホームページ】 <https://www.hokkokubank.co.jp>
- (5) お客さまの情報の利用については、お客さまから利用停止に関する特段のお申し出がない限り、有効とさせていただきます。なお、利用停止を希望される場合には、北國銀行ダイレクトセンターまでご連絡ください。

【北國銀行ダイレクトセンター】

**0120-680-069**

平日9:00～17:00(銀行休業日を除く)

- (6) 当行がお客さまにご提供させていただくサービスに利用するため、当行が保険募集を行なったお客さまの保険契約に関し、取扱保険会社から、当該保険契約取扱保険会社が契約の締結・維持管理のために有するご契約情報（契約者の情報および保険金額・保険料などの保険契約情報）の提供を受けさせていただく場合があります。取扱保険会社につきましては、当行ホームページをご覧ください。

### 2. 当行取引への影響

保険商品のご契約の有無は、当行におけるお客さまの他のお取引に一切影響を与えることはありません。また、住宅ローンに関連する保険の加入をローンの条件とすることはありません。

### 3. 預金等との違い

ご提案させていただく商品は、保険会社を引受保険会社とする保険商品であり、預金等ではありません。したがって、

預金保険制度の対象ではなく、また、元本および利息が保証されているものではありません。

## 4. その他

保険契約に際して保険料を借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返戻金等で借入金元利金を返済できなくなることがあります。なお、当行では借入金を前提とした保険のご提案はいたしません。

### 当行の保険募集の取扱いについて

銀行が保険商品の募集を行うにあたり、一部保険商品については、法令等の定めにより、お借入を申込中のお客さまや、「保険募集制限先（※）」に該当するお客さまへの募集が制限されています。当行では、法令等を遵守し、公正かつ適正な保険募集を行うために、当行へのお借入のお申込みの有無やお勤め先等について、お客さまにお伺いし、「法令等の制限に該当しないこと」を確認させていただきます。なお、お知らせいただいた内容および当行での確認の結果、保険募集の取扱いをお断りさせていただく場合や契約内容を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

#### ※保険募集制限先について

法令等の定めにより、以下に該当するお客さまにつきましては、原則保険募集を行うことができません。

- ・当行が事業性資金等の融資を行っている法人およびその代表者、個人事業主の方
- ・当行の事業性資金等の融資先（常時使用する従業員数が20名以下）にお勤めの役員・従業員の方

当行の事業性資金等の融資先（常時使用する従業員数が21名以上50名以下）にお勤めの役員・従業員の方を保険契約者とする保険募集を行う場合には、法令等により、一部の保険商品につきましては、保険金額の制限がございます。

### ご確認いただきたいこと

#### 1. 当行の「特定関係法人」に該当する企業・団体に勤務されているお客さまへ

当行の「特定関係法人」に該当する企業・団体に勤務されているお客さまに対しては、当行は医療保険とがん保険に限り募集を行うことができます。

#### 2. 当行に事業性資金等のご融資を申込中のお客さまへ

お客さま（注1）が当行に事業性資金等のご融資（注2）を申込中の間は、当行はお客さまに対して、医療保険、その他一部の保険商品の募集を行いません。

#### 3. 法人代表者、個人事業主のお客さまへ

当行が事業性資金等のご融資（注2）を行っているお客さまに対して、医療保険、その他一部の保険商品の募集は原則

として行いません。

#### 4. 会社役員（代表者を除きます）、従業員のお客さまへ

- (1) 当行が事業性資金等のご融資を行っている、常時使用する従業員数（注3）が20名以下の事業者にお勤めのお客さまに対して、医療保険、その他一部の保険商品の募集は原則として行いません。
- (2) 当行が事業性資金等のご融資を行っている、常時使用する従業員数（注3）が21名以上50名以下の事業者にお勤めのお客さまを保険契約者とする保険募集を行う場合には、法令等の定めにより、保険契約者お一人あたりの保険金その他の給付金（以下「保険金等」）については、以下の①および②に定める金額以下に限定いたします。
  - ① 生存または死亡に関する保険金等  
保険契約者お一人あたりの通算で1,000万円
  - ② 疾病診断、要介護、入院、手術に関する保険金等  
保険契約者お一人あたりの通算で以下のA～D に定める金額
    - A. 診断等給付金（一時金形式）・・・ 1 保険事故につき100万円
    - B. 診断等給付金（年金形式）・・・ 月額換算5万円
    - C. 疾病入院給付金・・・ 日額5千円（特定の疾病に係る入院給付金は日額1万円）
    - D. 疾病手術、その他治療に関する給付金・・・ 1 手術・治療につき20万円（特定の疾病に係る手術・治療給付金は40万円）

（注1）お客さまが法人の代表者である場合の当該法人、またはお客さまが法人である場合の当該法人の代表者を含みます。

（注2）「事業性資金等のご融資」には事業に必要なご資金のほか、事業として賃貸しているアパート・マンションの建築資金のご融資を含みます。

（注3）2ヶ月以上お勤めの方で、通常の従業員と概ね同様な勤務形態でお勤めされている方を含みます。

#### 5. その他の保険商品について

当行ではインターネット生命保険以外にも保険商品を取り扱いしております。